

養殖種苗災害特約共済

地震、噴火、津波により、養殖施設が全壊し、養殖中の種苗が損害を受けたことにより見込まれる減収の一部を補償します。

対象となる養殖業

特定養殖共済の対象とする養殖業のうち、養殖期間が1年を超える

ほたて貝養殖業、かき養殖業、ほや養殖業



加入のしかた

- 特定養殖共済に申込みするときは、その申込みに併せて加入します。
- 加入の際は、漁業施設共済及び特定養殖共済に次の条件で加入する必要があります。

漁業施設共済 契約割合 30%以上で加入すること。

- 特定養殖共済**
- ① 共済責任期間が1年間であること。
 - ② 契約割合 50%以上で加入すること。
 - ③ 地震等限定填補特約以外で加入すること。

※但し、特別な事情があるため特定養殖共済に加入できないと組合が認めるときを除く。

共済責任期間

共済責任期間は、特定養殖共済と同じです。

- ◆ 特定養殖共済に加入できない者は、同一加入区の特定養殖共済と同じです。
- ◆ 同一加入区に特定養殖共済の契約がない場合は、近似する者や地域における養殖業の事情を勘案して、共済組合が共済責任期間を定めます。

補償限度額

補償限度額は、特定養殖共済の共済限度額の20%です。

- ◆ 特定養殖共済に加入できない者の補償限度額は、近似する者や地域における養殖業の事情を勘案して、共済組合が定めます。

補償内容

共済金が支払われる場合（共済事故）

地震若しくは噴火又は津波により、養殖施設（漁業施設共済で全損共済金が支払われるものに限る。）に垂下している種苗に損害が生じたとき

◆「種苗」とは、共済責任期間中に収穫する予定のないものをいいます。

共済金の算定

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times 80\% \quad (\text{補償限度額が上限})$$

◆損害額は、全損共済金を受けた養殖施設に垂下していた種苗の損害によって減少すると見込まれる生産金額の合計額

共済掛金

- 共済掛金は、共済責任開始日の前日までに一括してお支払い頂きます。
- 特定養殖共済の契約内容が変更された場合は、養殖種苗災害特約共済の契約内容も変更されることがあります。
- 共済掛金は、全額損金（必要経費）算入できます。

「ぎょさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 申込書の記載事項に変更があったときは、その内容を速やかに漁協又は共済組合に連絡して下さい。
- 共済事故による損害認定を迅速かつ適正に行うために、共済組合が養殖施設の使用又は修繕の状況などについて報告及び必要書類の提出を求めたときは、速やかに提出して下さい。
- 共済事故が発生、又はその恐れがある場合は、速やかに漁協又は共済組合に連絡して下さい。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行う管理その他損害防止努力などが行われていないとき。
- 共済金が5万円未満のとき。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。

※漁業施設共済の契約が失効したときは、養殖種苗災害特約共済も失効します。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。

 **ぎょさい**
URL:<http://www.gyosai.or.jp>